平成２３年（フ）第２４１１号
大阪府四條畷市大字岡山108番地の１　メゾン忍ヶ丘302、前住所大阪府四條畷市雁屋北町８番18号
債務者　田代由美子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１２号
大阪府四條畷市大字岡山108番地の１　メゾン忍ヶ丘302、前住所大阪府四條畷市雁屋北町８番18号
債務者　田代　英司
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２９号
大阪府東大阪市末広町５番10号　エンゼルハイツ末広102号
債務者　武藤　京子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７２号
大阪市北区西天満３丁目２番10号シャトー千代鶴　203号室
債務者　岩坂　綾子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７８号
大阪府高槻市栄町１丁目12番１号
債務者　吉田　　宏
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３９号
大阪市東住吉区今川４丁目18番２号　305号
債務者　米谷　友子（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３０号
大阪市住吉区杉本２丁目32番20号
債務者　寺島　由美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７４８号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目２番11号　サニーハイツ２Ｄ
債務者　河﨑　春夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５３号
大阪府枚方市磯島茶屋町16番９―401号
債務者　山田　勝徳
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５５号
大阪府大東市北条７丁目12番45号
債務者　山下　百代
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７８２号
大阪市港区弁天１丁目４番９―503号
債務者　平松　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７８７号
大阪市住吉区東粉浜３丁目27番17号
債務者　木村　文子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７８９号
大阪府枚方市牧野下島町16番８号
債務者　梶原　俊郎
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９１号
大阪府守口市八雲東町２丁目35番８号
債務者　八坂　健三
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９５号
大阪市城東区成育１丁目５番38号　エタージュ野江603
債務者　木次　洋一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９６号
大阪府寝屋川市河北中町36番29号
債務者　大屋　　都
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７９８号
大阪府八尾市山本町南８丁目８番13号
債務者　大塚　昭美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部